

入 札 公 告

条件付き一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 6 の規定に基づき公告する。

令和 7 年（2025 年） 10 月 1 日

下関市長 前 田 晋太郎

1 業務名

下関市菊川ふれあい会館施設維持管理業務

2 業務内容

別紙 1 「仕様書」のとおり

3 契約期間

契約締結日から令和 10 年 10 月 31 日まで

4 履行期間

令和 7 年 11 月 1 日から令和 10 年 10 月 31 日まで

5 入札条件

（1）地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。

（2）この公告の日から本業務入札の日までの間に、下関市競争入札参加有資格者指名停止等措置要綱に基づく指名停止等の措置を受けていないこと。

（3）事業者の所在地区分が市内、準市内 1 又は準市内 2 であること。

（4）下関市物品・役務競争入札参加有資格者名簿の「庁舎等管理業務」のうち、次の 6 部門全てに登録されている者。

①空気環境測定

②飲料水水質検査

③飲料水貯水槽清掃

④ねずみ・昆虫等防除

⑤空調設備保守（機械設備保全管理）

⑥自動ドア設備の保守点検

（５）自社の従業員の中から建築物環境衛生管理技術者を選任すること。

（６）会社更生法（平成１４年法律第１５４号）に基づき更生手続開始の申立がなされていない者又は民事再生法（平成１１年法律第２２５号）に基づき再生手続開始の申立がなされている者（会社更生法にあっては更生手続開始の決定、民事再生法にあっては再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと等、経営状態が著しく不健全である者でないこと。

（７）コールセンター・管制室等の設置により、３６５日２４時間連絡のとれる体制が整っており、緊急時に事態の収拾に取り組む体制が整っていること。

6 契約条項を示す場所及び日時

(1)場所

下関市教育委員会教育部菊川教育支所

（所在地）下関市菊川町大字下岡枝１４８０－１

（電話） ０８３－２８７－４０２５

（FAX）０８３－２８７－２７３９

(2)日時

令和７年１０月１日 ９時から

令和７年１０月９日 １５時まで

7 申請方法

入札に参加しようとする者は、「入札参加資格確認申請書」（様式１）及び同申請書に示す書類を、下関市教育委員会教育部菊川教育支所（〒750-0317 下関市菊川町大字下岡枝 1480-1）に持参又は郵送により提出すること。郵送の場合は次項に示す提出期限内に必

着のこと。申請書等は、菊川教育支所の窓口にて入手または下関市ホームページ（<https://www.city.shimonoseki.lg.jp/>）からダウンロードして使用すること。

8 申請書提出期限

令和7年10月9日の15時までとする。なお、提出期限を経過した場合は受理しない。

9 入札参加資格の決定

入札参加資格の審査結果は、「入札参加資格確認通知書」（様式2）により令和7年10月10日までにファクシミリにて通知する。承認の通知を受けた者は、入札参加資格がある者とする。

10 質問の方法

- (1) 本業務に関する質問は、菊川教育支所にファクシミリにより行うこと。（菊川教育支所 ファクシミリ番号 083-287-2739）
- (2) 質問の期限は、令和7年10月7日の12時までとする。
- (3) 質問の回答は、後日、速やかに質問者のみにファクシミリにより行う。

11 入札方法

「入札書」（様式3）を下記12(1)の入札場所に持参すること。郵便による入札は認めない。「入札書」には、令和7年11月1日から令和10年10月31日までの3年分（36月分）の委託料を算定し、その金額を明記すること。落札決定にあたっては、「入札書」に記載された金額に、当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか、免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を「入札書」に記載すること。

1 2 入札の場所及び日時

(1) 入札場所 下関市菊川総合支所 2階会議室5

下関市菊川町大字下岡枝 1480-1

(2) 入札日時 令和7年10月17日 11時00分

1 3 入札保証金

下関市契約規則による。ただし、納付が必要である者については、後日通知する。

1 4 契約保証金

下関市契約規則による。納付が必要である落札者については、別途通知する。

1 5 入札の無効

次に掲げるものの一に該当する入札は無効とする。

(1) 入札保証金の納付がないもの又は入札保証金が不足するもの。

(2) 入札者が明瞭でないもの又は入札価格を判読することができないもの。

(3) 入札者の記名押印のないもの又は住所の記載のないもの。

(4) 無権代理人又は1人で2人以上の代理をした者がしたもの。

(5) 同一人が同一事項に対して2通以上したもの。

(6) 虚偽の申請を行った者のしたもの。

(7) 金額を訂正した入札書によるもの。

1 6 その他

(1) 入札参加申請を行った者のうち、入札参加資格がないと認められた者は、「入札参加資格確認通知書」を受けた日の翌日（休日の場合はその翌日）までに書面を菊川教育支所に持参することにより、入札参加資格がないと認めた理由について説明を求めることができる。

(2) (1)に対する回答は、説明を求めた者に対し、速やかに回答する。

- (3) 落札者が契約までに入札条件を満たさなくなったとき又は指名停止措置を受けたときは、落札決定を取り消し、契約を行わないものとする。
- (4) 入札書等の契約に関する書類の作成に当たっては、記載した文字等を容易に消去することのできる筆記用具（いわゆる消せるボールペン等）は使用しないこと。